

## 無料で実施します 耐震診断しませんか



三好市では、発生する確率が高いと予測される南海地震への対策として、市内の木造住宅の耐震診断を実施しています。地震被害を少なくするためにも既存住宅の耐震化が重要であり、その第一歩は耐震診断です。

診断を希望する住宅の所有者は、指定の診断申込書によりお申し込みください。対象住宅の要件により耐震診断を実施します。

募集戸数▼100戸

対象となる木造住宅▼三好市に存する木造住宅で、次の①、②のいずれかを満たすもの。①平成12年5月31日以前に着工された建物で、地階を除く階数が3以下の建物 ②徳島県木造住宅耐震診断、耐震改修マニュアルに記載されている耐震診断対象建築物

【お申し込み・お問い合わせ先】 三好市建設部管理課（電話 72-7681）

### 木造住宅耐震改修

「倒壊する可能性が高い・可能性がある」と診断された木造住宅の耐震改修に対し補助金を交付します。

補助金額▼改修工事費の2/3（平成24・25年度に限り特例措置として上限90万円）



### 簡易な耐震化リフォーム工事

簡易な耐震化工事や耐震ベッドまたは耐震シェルターを設置する工事およびリフォーム工事に最大60万円の補助金を交付します。

対象となる木造住宅▼平成12年5月31日以前に着工した木造住宅。耐震診断で評点が1.0未満の木造住宅

募集戸数▼20戸（先着順）

### 家具固定推進事業補助金

地震における家具等の転倒による被害を防止するため、高齢者世帯などを対象に補助金を交付します。

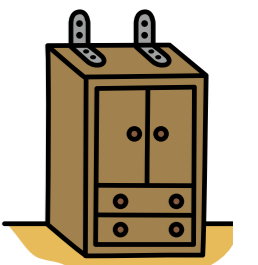
申請者▼自主防災組織または地区住民福祉協議会

対象者▼75歳以上で構成されている世帯または身体障害者手帳の交付を受けた1級または2級の視覚障害者および肢体不自由者世帯。世帯構成委員が介護保険法に基づく要介護、要支援の認定を受けている方。

補助内容▼①対象家具は、主に起居する寝室または居間等にある家具とする。

②高さ1.5m以上の家具とする。

③1世帯1台につき1,500円、上限2台までとする。



## 避難訓練など災害に対する備えにご活用ください 防災マップ（改訂版）が完成

住民の皆さまが、災害発生時またはその恐れがある時に、適切な判断・安全な避難行動に役立つように防災マップを作成いたしました。市報5月号と併せて配布いたします。

このマップを参考に、日頃からお住まいの地域の地形をよく確認しておくとともに、家族や自主防災組織等で避難場所や避難ルート等について話し合うなど、災害に対する備えにご活用ください。



総合ハザードマップ



洪水ハザードマップ

### ○総合ハザードマップ

平成16年の災害を中心に、過去に発生した水害や土砂災害の情報、住民の皆さまからの災害情報、地震時の避難場所を地図上に示しています。旧町村単位の北部版と南部版の両面表示。

### ○洪水ハザードマップ

池田ダムから下流の池田町・井川町・三野町を単位に、百年に一回程度起きる恐れのある大雨による吉野川の堤防決壊などを想定し、浸水範囲、深さ、避

難場所とともに、土砂災害の情報等を地図上に示しています。

### ※浸水想定区域について

この洪水ハザードマップで示している浸水想定区域は、国および県の情報を活用しており、市内の主要な河川の浸水想定区域をそれぞれ重ね合わせたものであるため、洪水などにより浸水想定区域の全てが浸水するとは限りません。

### ※避難における注意点

三好市が指定する避難所の中には、浸水想定区域内に位置するところがありますが、降雨などの状況によつては内水、河川の氾らんなどにより避難所として制約を受ける場合がありますので注意してください。

なお、自主避難される場合には、市役所もしくは最寄りの支所へ事前に連絡をお願いします。また、三好市が住民の皆さまに避難をお願いする場合は、「三好市災害対策本部から「避難勧告」、「避難指示」などを行い、避難該当地区とこれらの地域の皆さまの避難先をお知らせいたします。

### 【お問い合わせ先】

三好市危機管理課  
電話 72-7625

## 洪水から守ろうみんなの地域

## 5月は「水防月間」です



5月は水防の意義や重要性について理解を深め、市民の協力のもとに、水害を未然に防ぎ被害を少なくするための水防月間です。

集中豪雨により、局地的に水位が上昇し、市内でも冠水等する場合があります。

大雨の際には、周囲に十分気をつけ、水害への備えをしましょう。

### ふだんの心がけが大切です

- 水害から身を守るには、一人一人が水害に対して日ごろから関心を持ち、準備をしていることが大切です。
- 日ごろから、天気予報や注意情報に関心を持ちましょう。
- 避難場所について、家族で話し合いましょう。
- 緊急時の携行品を一つにまとめて準備しておきましょう。
- 車は水害を受けやすいので、走行や駐車方法に気を付けましょう。

### 【お問い合わせ先】

三好市危機管理課  
電話 72-7625

## 三好市交流拠点施設実施計画

### シリーズ④「心ときめく 文化・交流の広場」

今月は、施設整備における基本的な考え方と、施設の概要について説明していきます。

③木材の積極的な利用  
「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)の趣旨をふまえて木材の積極的な利用を図ります。また、木材の振興に寄与するため、可能な限り地元産木材の利用にも努めます。



⑥省エネルギー・省資源および環境への配慮  
太陽光や地熱などの自然エネルギーの活用、雨水利用、LED照明などの施設整備により、環境負荷の低減につなげます。

②まちづくりにおけるシンボル性  
三好市の文化芸術活動及び交流活動の核となる機能を備えるだけでなく、魅力ある都市景観創造のための端緒となりうる、まちづくりのシンボルとなる施設整備を目指します。

⑤防災拠点としての活用  
高い耐震・耐火性能を有し、地震や大規模火災等の発生時には、建物を含む敷地全体が避難場所として機能するよう計画し、備蓄倉庫や飲料水備蓄タンク等の設置も検討します。

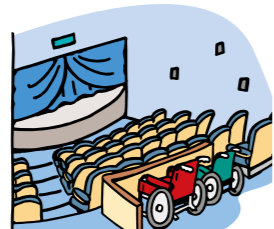
①市民が利用しやすい施設  
市民誰もが安全にかつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づく設計となるよう十分な配慮を行い、全市からの利用を推進するため、交通アクセスの面においても留意します。

④総合的な文化交流エリアとしての整備推進  
隣接する「三好市池田総合体育館」と緊密な連携を図るため、付属施設の設置や共通動線などについて検討するとともに、市民や民間事業者が当該エリア内でイベントや事業を展開できるスペースや仕組みを構築し、総合的な文化交流エリアとして、将来にわたり戦略的かつ継続的な整備を推進します。

#### 施設整備における基本的な考え方

#### 施設の概要

現在想定している施設概要は下記のとおりですが、施設設計にあたっては「市民ワークショップ」などの開催により、市民の皆さまからのご意見がある程度取り入れられるような仕組みを採用するものとなります。  
なお、観客席からの舞台視認性の悪化やイニシャル・ランニングコストの大幅な増加を伴わない限りで、できるだけ多くの客席を設置することを検討し、ある程度の幅を持たせた計画としていきます。



(来月号につづく)

お問い合わせ先

三好市文化交流推進課

☎ 72-7633

※ 詳しい内容は三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。

区分	機能	概要
ホールエリア	ホール機能	舞台、客席(600席程度)、ホワイエ、各種調整室、楽屋、楽屋エントランス、倉庫など
練習エリア	練習機能	小ホール、練習室、スタジオなど
交流エリア	交流機能	会議室、研修室、メディアブース、レストラン・カフェ(スペース)、エントランスロビーなど
創造・実習エリア	交流機能	実習室、工作室、美術室、アトリエ、和室、準備室など
展示エリア	展示機能	展示室、準備室、収納庫など
事務管理エリア	事務管理機能	管理事務室、受付カウンター、託児室、倉庫など
共通部分・機械室など		廊下、階段スペース、機械室など

## 三好市の 集落支援包括事業

市内には、人口減少と高齢化の進行により、地域におけるコミュニティ機能の維持が困難な自治会や集落が増加しつつあります。三好市では、これらの課題を克服し、住みよい集落環境づくりに向け、それぞれの地域で行われる取組みを支援するため「三好市集落支援包括事業」を実施しています。



補助事業名	補助対象経費	補助対象事業者	補助率など	お問い合わせ先(担当課)	
①生活支援事業	食料品や日用品などを提供するために行う事業	市内の買い物が困難な地域において、日常生活物資の移動販売や配達を行う事業の運営費	定額(車両総重量ごとに異なる)	企画調整課 ☎ 72-7607	
		市内の買い物が困難な地域において、日常生活物資の移動販売を行う事業者または新たに移動販売を行おうとする事業者の移動販売車両の購入にかかる経費	車両本体価格の1/3(上限100万円)		
	生活用水の確保	シルバー人材センターに依頼し、水源地の清掃、確認作業および簡易な修繕に要した経費(材料費は除く)	市の給水区外の人および団体	1/2(1回につき5,000円、1世帯につき年間4回まで)	水道課 ☎ 72-7626
	有害鳥獣対策	【侵入防護柵整備事業】 農作物などを防護するための侵入防護柵などの設置に要する経費	自治会など	4/10以内	農業振興課 ☎ 72-7617
【鳥獣害防止緩衝地帯整備事業】 集落内にある耕作放棄地に対し、緩衝地帯を維持整備するための伐採・草刈りなどに要する経費		自治会など	10a当り年間3,000円(上限100,000円)		
道路などの維持管理に関する事業	【三好市小規模道路(私道)整備事業】 公道から住家までの私道などの開設・改良・舗装に要する経費	個人	施工延長200m以内とし、補助額は別に定める(工種により異なる)	工務課 ☎ 72-7623	
	【三好市道路の維持管理事業】 三好市内の市道・農林道において実施する道路除草作業に要する経費	自治会、各種団体など	1mあたり10円(同一路線は年1回まで)	管理課 ☎ 72-7681	
②集落維持活性化推進事業	自治会などが設置・管理する集会所などの修繕・新築	修繕に要する経費(付帯設備の修繕や軽微な工事などは除く)	集会所を管理する自治会など	2/3以内(上限200万円)	管財課 ☎ 72-7635
		新築に要する経費	集会所を管理する自治会など	1/2以内(上限500万円)	

※ 各補助事業の内容について、詳しくは担当課および総合支所窓口を設置しているパンフレットをご覧ください。  
※ 有害鳥獣対策の侵入防護柵整備事業は、1戸からでも補助の対象となりますが、各個人で補助申請を行うのではなく、自治会(集落)単位で申請を行ってください。